

平成24年10月17日

定 款 ・ 諸 規 約

全国管工事業協同組合連合会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-30-10 全管連会館

TEL 03 (3949) 7312

FAX 03 (3949) 7351

URL <http://www.zenkanren.or.jp/>

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 定 款 | 1 |
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第2章 事 業 | 2 |
| 第3章 会 員 | 2 |
| 第4章 出資及び持分 | 5 |
| 第5章 役員、相談役、顧問及び職員 | 5 |
| 第6章 総会、理事会、委員会、支部及び青年部 | 8 |
| 第7章 会 計 | 13 |
| 2. 規 約 | |
| 1. 会員の加入に関する規約 | 17 |
| 2. 準会員の加入に関する規約 | 18 |
| 3. 出資金に関する規約 | 19 |
| 4. 賦課金に関する規約 | 20 |
| 5. 業務運営に関する規約 | 22 |
| 6. 担当副会長制に関する規約 | 24 |
| 7. 委員会規約 | 25 |
| 8. 経理会計規約 | 26 |
| 9. 支部に関する規約 | 27 |
| 10. 賛助会員規約 | 29 |
| 11. 青年部規約 | 30 |

全国管工事業協同組合連合会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、相互扶助の精神に基づき本会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という）のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、全国管工事業協同組合連合会と称する。

(地 区)

第 3 条 本会の地区は、全国とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第 5 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の事業に必要な機器材料等のあっせん
- (2) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (3) 所属員の社会的、経済的地位の向上のための陳情請願
- (4) 管工事業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
- (5) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 所属員の技術向上を図るための技術教育研修制度の実施
- (7) 所属員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、管工事業を営む事業者をもって中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合及び協同組合連合会とする。

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する払込済出資額（本会の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各会員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（会員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

（過 怠 金）

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第2号に規定する団体協約に違反した会員
- (2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

（会計帳簿等の閲覧等）

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、金壹千円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本会は、会員が出資、賦課金、手数料、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たってはその基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、相談役、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 80人以上 95人以内
- (2) 監事 4人以上 6人以内

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の

残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、定数の3分の1を超えることができない。

2 監事のうち1人以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の選出)

第27条 理事のうち1人を会長、15人以内を副会長とし、理事会において選出する。

2 本会に専務理事1人及び常務理事1人を置くことができる。専務理事・常務理事は理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第28条 会長を代表理事とする。

2 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

5 会長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 会長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本会は、代表理事以外の理事に副会長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(副会長、専務理事及び常務理事の職務)

第29条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理し、会長欠員のときはその職務を行う。

2 会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

3 専務理事は、会長を補佐して本会の業務を執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、その職務を代理する。

5 専務理事は、会長及び副会長が事故又は欠員のときは、第2項の代理者又は代行者を定めるまでその職務を代理し、又は職務を行う。

6 本会は、専務理事及び常務理事に報酬を支払うことができる。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 本会は、員外監事に報酬を支払うことができる。

(理事の忠実義務)

第31条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第32条 役員は総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(名誉会長、相談役、顧問及び技術参与)

第33条 本会に、名誉会長、相談役、顧問及び技術参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問及び技術参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役、顧問及び技術参与の任期は、これを委嘱した会長の任期と同じとする。

(参事及び会計主任)

第34条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(事務局及び職員)

第35条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長のほか、職員を置くことができる。
- 3 職員の任免は、別に定める規程により会長がこれを行う。

第6章 総会、理事会、委員会、支部及び青年部

(総会の招集)

第36条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要あるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第37条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ること

なく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第38条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第39条 会員は、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、2人以内とする。

3 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第43条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

(2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第44条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第45条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第46条 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第47条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意

の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第48条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第49条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(10) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第50条 本会は、その事業の執行に関し、第6条の規定により委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第51条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置くことができる。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第52条 本会に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第54条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第55条及び第56条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第55条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第56条 本会は、第7条第4号及び第5号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第57条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第54条の規定による法定利益準備金、第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第58条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第59条 損失金のおん補は、特別積立金、法定利益準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第60条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、職員給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

昭和37年度の事業年度は、定款第49条の規定にかかわらず昭和37年4月1日から昭和38年4月30日までの1年1カ月とする。

定 款 改 正 の 記 録

| | | | |
|-------|-------|--------------------|---|
| 昭和35年 | 7月12日 | 日本水道工事業協同組合連合会定款制定 | |
| 昭和36年 | 5月9日 | (第1回通常総会) 定款の一部改正 | [第6条、第24条] |
| 昭和37年 | 5月15日 | (第2回通常総会) | 〃 [第48条] |
| 昭和38年 | 6月15日 | (第3回通常総会) | 〃 [第26条] |
| 昭和39年 | 6月14日 | (第4回通常総会) | 〃 [第31条] |
| 昭和40年 | 6月18日 | (第5回通常総会) | 〃 [第3条] |
| 昭和41年 | 6月2日 | (第6回通常総会) | 〃 [第26条] |
| 昭和43年 | 6月15日 | (第8回通常総会) | 〃 [第31条] |
| 昭和44年 | 6月13日 | (第9回通常総会) | 〃 [第4条、第23条] |
| 昭和46年 | 6月12日 | (第11回通常総会) | 〃 [第2条、第4条、第7条 第8条、第12条、第30条 第33条、第48条] |

第2条の改正により本会の名称を全国管工事業協同組合連合会に変更

| | | | |
|-------|-------|--------------------|--|
| 昭和48年 | 6月3日 | (第13回通常総会) 定款の一部改正 | [第26条第1項] |
| 昭和49年 | 7月17日 | (臨時総会) | 〃 [第27条] |
| 昭和50年 | 6月19日 | (第15回通常総会) | 〃 [第23条] |
| 昭和53年 | 3月17日 | (臨時総会) | 〃 [第4条] |
| 昭和57年 | 6月23日 | (第22回通常総会) | 〃 [第7条] |
| 昭和60年 | 6月20日 | (第25回通常総会) | 〃 [第10条、第13条、第15条 第21条、第31条、第33条 第38条、第40条、第50条] |

| | | | |
|-------|--------|----------------|---------------|
| 平成7年 | 5月17日 | (臨時総会) | 〃 [第23条] |
| 平成13年 | 6月13日 | (第41回通常総会) | 〃 [第49条] |
| 平成19年 | 1月17日 | (臨時総会) | 〃 [第23条、第57条] |
| 平成19年 | 6月20日 | (第47回通常総会) | 〃 [第25条、第28条] |
| 平成20年 | 5月19日 | (臨時総会) 定款の全面改正 | |
| 平成24年 | 10月17日 | (臨時総会) 定款の一部改正 | [第36条] |

1. 会員の加入に関する規約

| | |
|-----|-------------------|
| 制 定 | 昭和37年 5月15日 |
| 改 正 | 昭和42年 6月15日 |
| | 昭和45年 6月12日 |
| | 昭和46年 6月12日 |
| | 昭和49年 6月20日 |
| | 昭和50年 6月19日 (第6条) |
| | 昭和52年 6月12日 (第3条) |
| | 昭和57年 7月16日 |
| | 昭和60年 6月20日 (第3条) |
| | 昭和60年 6月20日 (第4条) |
| | 昭和61年 1月17日 (別 表) |

第1条 定款第6条の規定により会員の加入に関する規約をここに定める。

第2条 本会に加入しようとする団体は、定款第8条に規定する資格を有し、かつ所定の手続きを行ない理事会の承認を経て会員となることができる。

第3条 加入に際しては、別表の加入事務手数料を納入しなければならない。

第4条 加入事務手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 出資金は、出資金に関する規約第5条に定める引受基準に従い、加入と同時に全額を払込むものとする。

別表

| | |
|---------|--------------------------------|
| 協 同 組 合 | 10万円 |
| 協同組合連合会 | (5万円×所属団体数 但し、50万円を限度とする。) |

2. 準会員の加入に関する規約

制 定 昭和49年 6 月 20 日

改 正 昭和52年 6 月 12 日 (第 4 条)
昭和57年 7 月 16 日
昭和60年 6 月 20 日 (第 4 条)
昭和60年 1 月 17 日 (第 5 条)
平成21年 1 月 16 日

第 1 条 定款第 6 条の規定により準会員に関する規約をここに定める。

第 2 条 本会に準会員として加入しようとする団体は所定の手続きを行ない理事会の承認を経て準会員となることができる。

第 3 条 準会員は、管工事業を営む事業者をもって組織された定款第 8 条に規定する団体以外の団体とする。

第 4 条 準会員には出資金を課さない。ただし、加入と同時に基金を払込むものとする。

第 5 条 基金は7.5万円×所属団体数とする。但し、75万円を限度とする。

3. 出資金に関する規約

制 定 昭和57年 7 月 16 日

第 1 条 定款第 6 条の規定により出資金に関する規約をここに定める。

第 2 条 本会の会員は、本規約の定めるところに従い、出資口数に応じた金額を払い込まねばならない。

第 3 条 出資は一時に全額を払い込むものとする。

第 4 条 出資金は、1 口 1,000 円とする。

第 5 条 出資の引受基準は、次の算式によって算定した口数以上とする。ただし、1 会員の引受口数は、出資総口数の 100 分の 25 以内とする。

〔出資引受基準算式〕

出資引受口数 = 団体割 + 人数割

- ・ 団体割は 1 会員につき 24 口とする。
- ・ 人数割は会員の組合員（協同組合連合会にあってはその所属員） 1 人につき 8 口とする。

4. 賦課金に関する規約

| | |
|-----|-------------------|
| 制 定 | 昭和37年 5月15日 |
| 改 正 | 昭和42年 6月16日 |
| | 昭和44年 6月12日 |
| | 昭和46年 6月12日 |
| | 昭和49年 6月20日 |
| | 昭和51年 1月17日 (第4条) |
| | 昭和51年 6月18日 (第5条) |
| | 昭和54年 6月20日 (第3条) |
| | 昭和62年 6月17日 (第3条) |
| | 平成15年 1月17日 (第3条) |

第1条 定款第6条の規定により賦課金に関する規約をここに定める。

第2条 本会は会員及び準会員に経費を賦課する。

第3条 賦課金の月額は団体割と人数割を加えた金額とし、団体割は別表1、人数割は別表2により算定した金額とする。

2 前項の人数割の員数は上半期分を4月1日現在及び下半期分を10月1日現在の会員又は準会員に所属する組合員の員数とする。但し、年度の途中で加入した会員又は準会員は加入時における員数とする。

第4条 賦課金は毎年5月に上半期分（5月1日～10月31日）を、11月に下半期分（11月1日～翌年4月30日）を前納するものとする。

第5条 年度の途中で加入した会員の賦課金は加入した月より月割計算とし、加入した月の属する半期末までの金額を納入するものとする。

第6条 第3条の規定にかかわらず、会員より理由を明記して申入れのあった場合は、その会員の賦課金額は理事会において決定することができる。

○ 1カ月の金額

賦課金の月額は、団体割と人数割を加えた金額とし、団体割は別表1、人数割は別表2により算定した金額とする。

(別表1)

| 所属組合員数 | 単位(月) |
|-------------|-------|
| 20人以下 | 3 |
| 21～ 40 | 5 |
| 41～ 60 | 7.5 |
| 61～ 100 | 12 |
| 101～ 150 | 17 |
| 151～ 200 | 21 |
| 201～ 300 | 24 |
| 301～ 500 | 27 |
| 501～ 750 | 29 |
| 751～1,000 | 31 |
| 1,001～1,500 | 33 |
| 1,501～2,000 | 35 |
| 2,001～2,500 | 38 |

(注) 1単位1,000円とする。

(別表2)

組合にあっては組合員数に、連合会にあっては所属員数に200円を乗じた額とする。

(注) 組合と連合会の重複加入の場合における連合会の人数割の算定については、連合会の所属員数から本会に重複加入している組合の組合員数を差し引いた員数で算定する。

5. 業務運営に関する規約

制 定 昭和49年6月20日

改 正 昭和50年9月17日

昭和60年6月20日（第6条）

平成7年11月17日（第3条、第8条）

第1条 定款第6条の規定により業務運営に関する規約をここに定める。

第2条 本会は業務の円滑な推進を図るため次の部を設置して運営するものとする。

総 務 部

経 理 部

経 営 部

広 報 部

事 業 部

技 術 部

第3条 各部には、それぞれ2名以上の担当理事を置く。

第4条 各部の担当理事は1名を部長、1名を副部長とし、理事のうちより理事会の議を経て会長が任命する。

第5条 各部は理事会の決定に従って、それぞれ別表に定める所定の業務を行なう。

第6条 部長は担当部を統轄し、必要に応じて部会（担当副会長1名、部長1名、副部長1名、委員長1名、副委員長1名で構成する。）を開催し、前項の定めに従って業務を実施する。

ただし理事会を開くいとまのないときは会長の指示に従うものとする。

2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代理する。

第7条 各部はそれぞれ当該部の業務に関する委員会を所管する。

第8条 本会は上記6部門のほか、本会の総合的業務の企画・推進機関として、企画室を設置するものとする。

2 企画室は副会長若干名、各部の部長及び学識者により構成する。

3 企画室は別記に定める業務を行なう。

別 表

| | |
|--|---|
| <p>○総務部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織・機構に関する事項 2. 会議に関する事項 3. 庶務に関する事項 4. 文書に関する事項 5. 表彰に関する事項 6. 関係官庁に関する事項 7. 関係団体・教育機関に関する事項 8. その他、他の部門に属さない事項 <p>○経理部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計に関する事項 2. 財政に関する事項 3. 予算・決算に関する事項 4. 税務に関する事項 5. その他経理に関する事項 <p>○経営部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造改善事業に関する事項 2. 経営指導に関する事項 3. 労務に関する事項 4. 機器資材に関する事項 5. その他経営に関する事項 | <p>○広報部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育情報の提供に関する事項 2. 広報に関する事項 3. 情報の収集、伝達に関する事項 4. 調査、統計に関する事項 5. その他広報に関する事項 <p>○事業部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協同組合活動に関する事項 2. 工事店の経営対象業務の充実指導に関する事項 3. ユニットに関する事項 4. 福利厚生に関する事項 5. 事業品目に関する事項 6. その他経済事情に関する事項 <p>○技術部に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術資格に関する事項 2. 規格、基準等に関する事項 3. 技術、技能に関する事項 4. 技術図書等の発刊に関する事項 5. その他技術に関する事項 |
|--|---|

別 記

| |
|--|
| <p>○企画室に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規事業に関する事項 2. 業務運営の調整等に関する事項 3. 会館・土地等資産に関する事項 4. 長期ビジョンに関する事項 5. その他企画に関する事項 |
|--|

6. 担当副会長制に関する規約

制 定 昭和49年6月20日

第1条 定款第6条の規定により副会長の補佐業務に関する規約をここに定める。

第2条 副会長のうち6名をそれぞれ本会の業務部の担当副会長とする。

第3条 担当副会長は会長が任命する。

第4条 担当副会長は当該担当部の業務を掌握し会長を補佐する。

7 . 委 員 会 規 約

制 定 昭和39年6月14日

改 正 昭和46年6月12日

昭和49年6月20日

昭和50年9月17日

昭和58年9月19日（第8条）

昭和60年6月20日（第6条）

平成20年5月19日（第1条、第8条、
第10条）

第1条 定款50条の規定により委員会規約をここに定める。

第2条 委員会は理事会の議を経て設置する。

第3条 委員会は理事会より委任または付託された事項を審議し、その結果を報告または答申するものとする。

第4条 委員会は常設委員会および特設委員会とする。

第5条 各委員会の委員は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

第6条 各委員会の委員は、原則として本会の所属員中より委嘱する。ただし特に必要のある場合は、所属員以外の学識経験者を委嘱することができる。

第7条 前項の本会の所属員以外の委員が委員会に出席した場合は、その都度所定の交通費を支給する。

第8条 各委員会ごとに委員長1名、副委員長1名をおく。委員長および副委員長は理事会の議を経て会長が指名する。

第9条 委員長は委員会を招集し、委員会の議長となる。副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

第10条 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。

第11条 委員の任期は2年とし本会の役員に準ずる。

第12条 特設委員会は付託された業務を完了したときは、理事会の議を経て解散するものとする。

第13条 各委員会は業務運営に関する規約第7条に定める部に所属する。

8 . 経 理 会 計 規 約

制 定 昭和37年 5月15日

改 正 昭和46年 6月12日

昭和60年 6月20日 (第7条)

第1条 定款第6条の規定により、本会会計規約をここに定める。

第2条 収支予算の運用に当っては、本規約を遵守し、本会の運営能率の増進および発展につとめなければならない。

第3条 収支予算の編成は、部長会において原案を作成し理事会において決定する。

第4条 収支予算編成の統轄は会長がこれを行なう。

会長は専務理事をして予算の編成に関する事務を行なわしむる。

第5条 収入支出の執行は、総会において承認された収支予算書にもとづき厳正に、これを行なわなければならない。

第6条 経常支出は、経理担当理事の承認を得てこれを行ないその範囲、金額および取扱方法は別に定める経理規程による。

第7条 経常支出以外の物品の購入、交際費の支出が、支出予算を超える場合は、予め理事会に諮り、承認を得なければならない。

但し、緊急の場合は、回議書をもって事後に承認を得るものとする。

第8条 収入支出の執行に当っては、収支予算書に示された款・項・目の予算額を厳正に実施することを原則とするも、当該項目予算額に不足を生じた場合は、理事会の議決を経て、予備費または他の予算額に余裕を生じた科目中より、流用し得るものとする。

第9条 本規約の実施細目については、別に定める経理規程による。

9 . 支 部 に 関 す る 規 約

制 定 昭和50年 9月17日

改 正 昭和57年 6月23日〔別表・第7条〕
昭和60年 6月20日（第3条）
平成20年 5月19日（第1条）

第1条 定款第51条の規定により支部に関する規約をここに定める。

第2条 本会は各都道府県ごとに、本会傘下団体の意思疎通と融和を図り、もって本会事業の円滑な推進を期するため、各都道府県ごとに支部を設置し、併せて業務の広域化に対応するため、ブロックごとに掌握機関（地方連絡協議会）を設置する。

第3条 支部及びブロックは別表のとおりとし、支部には支部長1名、ブロックにはブロック長1名を置く。

第4条 支部及びブロック掌握機関の所在地は本部と協議のうえ、これを定める。

第5条 支部長は次に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 県内傘下団体の掌握に関する業務
- (2) 本部事業の円滑なる推進に関する業務
- (3) 本部役員 の推せん のとりまとめに関する業務
- (4) その他理事会においてきめられた業務

2 ブロック長は次に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) ブロック内支部の掌握に関する業務
- (2) 本部事業の円滑なる推進に関する業務のうちブロックを対象とするもの。

第6条 ブロック長は本部理事のうちより理事会の議を経て会長が任命し、支部長は原則として本部理事であって当該支部に所属する会員団体のうちより指名されたものをブロック長の推せんにもとづき会長が任命する。

第7条 ブロック長および支部長の任期は本部役員に準じて2年とする。ただし再任を妨げない。

附 則

第1条 この規約は、昭和50年9月17日より施行する。

(別 表)

全管連・支部及びブロック掌握機関のシステム表

| No. | ブロック 掌握機関 | No. | 都 道 府 県 支 部 | No. | ブロック 掌握機関 | No. | 都 道 府 県 支 部 | | |
|-----|------------------|-----|----------------|-----|----------------|-----|-------------|---|----------------|
| 1 | 北 海 道 ブ ロ ッ ク | | 1-1 北海道道央支部 | 7 | 近 畿 ブ ロ ッ ク | 25 | 滋 賀 県 支 部 | | |
| | | | 1-2 " 道東 " | | | 26 | 京 都 府 " | | |
| | | 1 | 1-3 " 道西 " | | | 27 | 大 阪 府 " | | |
| | | | 1-4 " 道南 " | | | 28 | 奈 良 県 " | | |
| | | | 1-5 " 道北 " | | | 29 | 和 歌 山 県 " | | |
| 2 | 東 北 ブ ロ ッ ク | 2 | 青 森 県 支 部 | 8 | 中 国 ブ ロ ッ ク | 30 | 兵 庫 県 " | | |
| | | 3 | 岩 手 県 " | | | 31 | 岡 山 県 " | | |
| | | 4 | 宮 城 県 " | | | 32 | 広 島 県 " | | |
| | | 5 | 秋 田 県 " | | | 33 | 鳥 取 県 " | | |
| | | 6 | 山 形 県 " | | | 34 | 島 根 県 " | | |
| | | 7 | 福 島 県 " | | | 35 | 山 口 県 " | | |
| | | 3 | 関 東 ブ ロ ッ ク | | | 8 | 茨 城 県 " | 9 | 四 国 ブ ロ ッ ク |
| 9 | 栃 木 県 " | | | 37 | 愛 媛 県 " | | | | |
| 10 | 群 馬 県 " | | | 38 | 高 知 県 " | | | | |
| 11 | 埼 玉 県 " | | | 39 | 徳 島 県 " | | | | |
| 12 | 千 葉 県 " | | | 10 | 九 州 ブ ロ ッ ク | 40 | 福 岡 県 " | | |
| 13 | 神 奈 川 県 " | | | | | 41 | 佐 賀 県 " | | |
| 14 | 山 梨 県 " | | | | | 42 | 長 崎 県 " | | |
| | | 43 | 熊 本 県 " | | | | | | |
| 4 | 東京ブロック | 15 | 東 京 都 " | | | 44 | 大 分 県 " | | |
| 5 | 北 信 越 ブ ロ ッ ク | 16 | 新 潟 県 " | | | 45 | 宮 崎 県 " | | |
| | | 17 | 長 野 県 " | | | 46 | 鹿 児 島 県 " | | |
| | | 18 | 富 山 県 " | | | 47 | 沖 縄 県 " | | |
| | | 19 | 石 川 県 " | | | | | | |
| | | 20 | 福 井 県 " | | | | | | |
| 6 | 中 部 ブ ロ ッ ク | 21 | 愛 知 県 " | | | | | | |
| | | 22 | 岐 阜 県 " | | | | | | |
| | | 23 | 三 重 県 " | | | | | | |
| | | 24 | 静 岡 県 " | | | | | | |

10. 賛助会員規約

制 定 昭和39年6月14日

改 正 昭和46年6月12日

昭和49年6月20日

昭和60年6月20日（第3条）

平成3年5月1日（第3条）

平成20年5月19日（第1条、第2条、第3条、
第4条、第5条、第6条、
第7条）

第1条 定款第6条の規定により賛助会員規約をここに定める。

第2条 本会の趣旨に賛同する者（管工機材メーカーおよび販売店）は、本会の承認を経て賛助会員となることができる。

第3条 賛助会員の会費は月額3,000円から10,000円とし、毎年5月に1ヶ年分を前納するものとする。

第4条 年度の途中で加入した賛助会員は加入した月より年度末までの会費を納入するものとする。

第5条 賛助会員は中小企業等協同組合法及び本会定款の範囲内において本会の事業を利用することができる。

第6条 賛助会員には、本会の機関誌及び参考資料等を配布するものとする。

第7条 本会は必要に応じて賛助会員会を開くことができる。

1 1 . 青 年 部 規 約

制 定 平成13年 6 月13日
改 正 平成20年 5 月19日 (第 1 条)

第 1 条 定款第52条の規定により青年部規約をここに定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 青年部は、全国管工事業協同組合連合会青年部協議会と称する。

第 3 条 青年部の会員は、本会の会員組合に承認されている青年部とする。

第 4 条 青年部は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合及び中小企業経営に関する研修
- (2) 中小企業問題に関する研究
- (3) 組合青年部の活動促進
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 地域社会に対する奉仕
- (6) その他中小企業振興に関する事項

第 5 条 青年部役員は、青年部総会において選任する。

第 6 条 青年部はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

第 7 条 青年部の事業年度は、毎年 5 月 1 日から、翌年 4 月 30 日までの一年間とする。

第 8 条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、青年部理事会の議を経て本会理事会が決定する。